平成２５年（フ）第２号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丁3102番地28
債務者　田浦　俊夫
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第５号
静岡県沼津市石川712―５　杉山コーポ202、住民票上の住所静岡県静岡市葵区本通８丁目５番地の16　ソルジェンテ本通303号
債務者　望月　弘基
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
静岡県沼津市石川712―５　杉山コーポ202、住民票上の住所静岡市葵区本通８丁目５番地の16　ソルジェンテ本通303号
債務者　望月　榮子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１１号
大阪府高石市取石４丁目９―17―101、住民票上の住所大阪府高石市西取石７丁目８番６号
債務者　田中　義範
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２１２号
大阪府高石市取石４丁目９―17―101、住民票上の住所大阪府高石市西取石７丁目８番６号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目１番２―504号
債務者　堀口　和美（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
堺市西区鳳中町９丁７番地２　金鳳荘201号
債務者　村上　行清
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
大阪府松原市新堂１丁目602番地の１―106号、前住所大阪府松原市高見の里６丁目12番14号
債務者　富田　亮介
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５４７号
新潟県五泉市城下１丁目1557番地６　グリーンハイツ７号室
債務者　笹川　　猛
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２０号
新潟県妙高市大字赤倉109番地２
債務者　和田　泰年
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１２７号
新潟県上越市昭和町１丁目４番６号マンション原田201号
債務者　渡邉　　博
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２号
新潟県上越市藤新田１丁目９番７―２Ｅ号富士マンション２Ｅ号
債務者　粂野　　薫
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１７号
静岡県富士市本市場224番地の１　富士昭和ビルⅢ―415号、前住所静岡県富士市松岡1362番地の１
債務者　吉川　　正
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３５８号
香川県高松市西町27―９　ミラハイツパートⅡ１階103号室、住民票上の住所徳島県吉野川市川島町桑村2527番地３
債務者　山口　　桂
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１４３号
香川県善通寺市大麻町1294番地３　メゾン一刻Ｂ102
債務者　堀川　公則（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２号
香川県丸亀市土器町西６丁目132番地１　レシェンテＡ棟201号
債務者　杉原　麗魅（旧姓安部・宮本）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３６９号
長崎県西彼杵郡長与町丸田郷1102番地12
債務者　岩永　光子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係